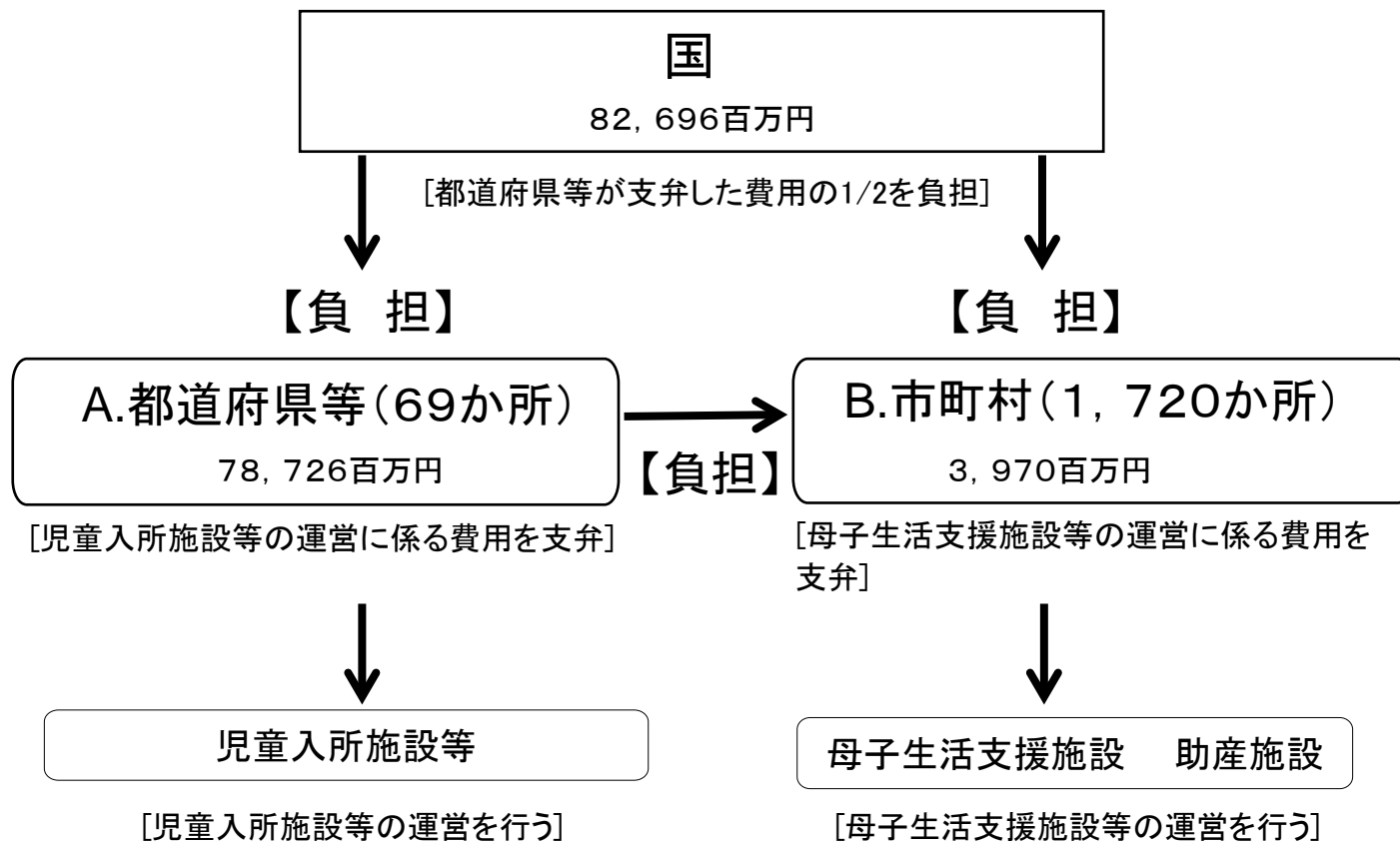


平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	児童保護費等負担金	担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年度	担当課室	家庭福祉課	高橋 俊之			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅲ-1-5 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童福祉法第53条	関係する計画、通知等	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(厚生事務次官通知 平成11年4月30日厚生省発児第86号) 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	身体的虐待や養育放棄等虐待を受けた社会的養護を必要とする児童等を、児童福祉法の規定に基づき、児童養護施設等に入所又は里親に委託する措置等を行い、専門的知識を有する職員等により、個々の児童等の状態等を勘案しつつ、家庭的な環境の中できめ細かなケアを行うなど、児童等の心のケア及び社会的自立等を支援することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し国がその1/2を負担する。 ・実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村 ・補助率: 1/2(ただし、市町村が行う母子生活支援施設及び助産施設については、市町村1/4、都道府県1/4、国1/2の補助率となる。)						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	79,748	81,272	83,473	89,281	90,959
		補正予算	△968				
		繰越し等					
		計	78,780	81,272	83,473	89,281	90,959
		執行額	78,640	81,272	82,696		
	執行率(%)	99.8%	100.0%	99.1%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	措置費は、措置対象児童がいれば、必ず負担しなければならないものであり、その性格上、成果目標になじまない	成果実績	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	措置費は、措置対象児童がいれば、必ず負担しなければならないものであり、その性格上、当該指標になじまない	活動実績 (当初見込み)		(-)	(-)	(-)	(-)
単位当たりコスト	- (円/)	算出根拠	-				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	人件費	53,695	54,618	入所児童数の増、社会保険料率の更新及び消費者物価指数の伸び率による自然増			
	管理費	14,060	14,536				
	事業費	21,526	21,805				
計	89,281	90,959					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	児童福祉法に基づき、虐待を受けた児童等の保護に必要な費用であり、要保護児童等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁した費用のうち「1/2」を負担すると規定されており、国が実施すべき事業である。
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁した費用のうち「1/2」を負担するものであり、適正なものである。
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	児童福祉法に基づき、国「1/2」、都道府県「1/2(母子生活支援施設等においては都道府県「1/4、市町村1/4)」を負担するものであり、合理的なものである。
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	交付要綱において、児童養護施設等に入所する要保護児童等の保護に必要な費用を限定している。
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>都道府県、市町村(都道府県取りまとめ)は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請等の手続について(平成11年4月30日厚生省発児第86号の2)」の規定に基づき、事業実績報告書に關係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書抄本を添付し、地方厚生(支)局長に提出することとされており、これらの提出書類により、支出先等について確認を行いながら実施しており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。</p> <p>また、地方自治体における「子ども・子育てビジョン」の目標値等の達成手段を担保し、身体的虐待や養育放棄などを受けた要保護児童や社会経済情勢の変化などから大きな困難に突き当たった子ども達の心のケア及び社会的自立等を支援するために本事業は必要である。</p> <p>「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) 第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策 2(8)に「児童虐待を防止するとともに、里親やファミリーホームの促進、施設のケア単位の小規模化など家庭的養護の拡充、虐待を受けた子どもへのきめ細やかな対応等により社会的養護の充実を図ります。」 (別添1)施策の具体的内容において、「家庭的養護の推進」、「年長児の自立支援策の拡充」、「社会的養護に関する施設機能の充実」及び「施設内虐待の防止」が盛り込まれ、社会的養護に関する数値目標を設定。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0399	平成23年行政事業レビュー	0358

※平成23年度実績を記入



都道府県等： 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

市町村： 市(指定都市除く)及び福祉事務所を管理する町村

措置： 児童福祉法第27条第1項第3項の措置(入所措置)、同法第33条の一時保護、
同法第22条の助産の実施、同法第23条の母子保護の実施及び同法33条の6の児童自立生活援助事業

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位：百万円)

A.東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	施設職員の人件費、管理費	6,170			
一般生活費	児童の一般生活費(食費、被服費等)	1,228			
医療費	児童の医療費	238			
教育費	小・中学生の教育全般に係る費用	105			
特別育成費	高校生の教育に係る費用	101			
被虐待児受 入加算	虐待を受けた児童をケアするための 心理療法担当職員の雇上費用	78			
見学旅行費	児童の見学旅行に必要な交通費、宿 泊費等	51			
その他	幼稚園費、児童用採暖費、就職支度 費等	24			
計		7,995	計		0
B.世田谷区			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	施設職員の人件費、管理費	169			
医療費	児童の医療費	8			
一般生活費	児童の一般生活費(食費、被服費等)	6			
計		183	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	児童入所施設等の運営事業	7,995		
2	大阪府	"	3,370		
3	大阪市	"	2,854		
4	埼玉県	"	2,768		
5	愛知県	"	2,250		
6	兵庫県	"	2,129		
7	北海道	"	2,122		
8	横浜市	"	1,972		
9	名古屋市	"	1,830		
10	千葉県	"	1,796		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	世田谷区	母子生活支援施設等の運営事業	183		
2	墨田区	"	149		
3	板橋区	"	142		
4	葛飾区	"	120		
5	目黒区	"	101		
6	杉並区	"	98		
7	大田区	"	95		
8	新宿区	"	81		
9	足立区	"	79		
10	盛岡市	"	76		